

# 入札公告をご覧いただく前に (公告概要のお知らせ)

工事名: 浦山ダム曝気循環設備復旧工事

このお知らせは、工事の概要、入札公告の概要の概要を記載したものです。

(入札公告本文は、このお知らせの後段に掲載しております。)

詳しい内容は、入札公告を入手していただき、詳細をご確認ください。

本工事は、一般競争参加資格確認申請書、一般競争参加資格確認資料及び入札書等を電子入札システムで行う対象工事です。

入札説明書の入手については、入札情報サービスからダウンロードしてください。

独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所 総務課 五十崎

TEL 0494-23-1431 Fax 0494-23-7912

## 1. 工事の概要

工事名	浦山ダム曝気循環設備復旧工事			
工事場所	埼玉県秩父市荒川久那地内 浦山ダム			
工事内容	本工事は、次の設備の整備、調整及び試運転までの一切とする。			
	設備名	施工内容	数量	備考
	曝気循環設備	空気圧縮機(No.3)整備	1基	
		機側操作盤更新	1面	
		受変電設備整備	1式	
		コンプレッサー室建替	1棟	
フェンス取替		1式		
工期	契約締結の翌日から平成30年5月30日まで			
施工条件	本工事は、施工にあたり施工条件を設けてあります。 詳細な条件等は「特記仕様書」に記載しています。			
工事数量等	詳細な工事数量等は、設計図書等に記載してありますので、詳細にご検討される場合は、資料のダウンロードをお願いします。			

## 2. 入札参加資格の概要

業者登録	水資源機構の一般(指名)競争参加業者登録において、平成29・30年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、業種区分の「機械設備工事」の認定を受けていることとします。
電子入札システムの利用環境	①一般財団法人日本建設情報総合センターと一般財団法人港湾空港建設技術サービスセンターが共同開発をした電子入札コアシステム対応認証局に対応しているICカードを取得し、かつ、有効期限内であり、適正にシステムログインできることとします。 ②当機構の電子入札システムの利用者登録を完了していることとします。

施工実績	本工事の確認申請書提出期限の日までに下に示す元請での施工実績が必要です。 ① 貯水池等の水質保全を目的とした曝気設備の製作・据付工事を行った実績 ② 貯水池等の水質保全を目的とした曝気設備の整備工事を行った実績
技術者の配置	建設業法を遵守してください。(参加申請時の配置予定は問いません。) 契約後に選定・配置願います。
工事成績評定点	平成27年及び平成28年の2年間に元請として完成・引渡し完了した当機構発注の工事における工事成績評定点の年平均が2年連続で65点未満でないこと。ただし、当該年において工事实績がない場合、その当該年の工事成績評定点は65点と見なします。
その他	欠格要件に該当しないこと。

### 3. 総合評価の概要

この工事は、入札参加される方の入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して、落札者を決定します。(総合評価落札方式)

入札価格以外の要素は次のとおりです。

評価項目	企業の技術力	施工計画	工程管理に係わる事項	評価の対象としない (合格又は不合格の判定)
			材料の品質管理に係わる事項	
			施工上の課題に対する事項	
			施工上配慮すべき事項	
			安全管理に留意すべき事項	
	企業の施工能力	同種工事の施工実績	工事成績	
			優良工事表彰(総合部門)の有無	
			優良工事表彰(安全部門)の有無	
			事故及び不誠実な行為	
			機構における当該工種の手持ち工事量の状況	

### 4. 公告～落札者決定までの日程

公告期間	平成29年10月11日(水)～平成29年10月25日(水) 「入札情報サービス」 <a href="https://gprime-ebid.jp/juchusya-water/PPI/PPI_P/">https://gprime-ebid.jp/juchusya-water/PPI/PPI_P/</a> でご覧になれます。
一般競争参加確認申請書の提出方法等	平成29年10月12日(木)～平成29年10月25日(水) 「電子入札システム」により提出してください。
一般競争参加資格確認資料等の提出期間	平成29年10月12日(木)～平成29年10月31日(火) 「郵送」により提出してください。
入札書の提出期限等	平成29年10月27日(金)～平成29年10月31日(火) 「電子入札システム」により提出してください。
一般競争参加資格確認申請書の受理通知日	平成29年10月26日(木)までに通知 「電子入札システム」により通知します。

開札日時、開札場所	日時: <b>平成29年11月16日(木) 10時</b> 「電子入札システム」により行います。
入札公告等に対する 質問書の受付期間	<b>平成29年10月12日(木)～10月19日(木)</b> 質問書を書面により受け付けますので、郵送により提出してください。
質問書に対する 回答の閲覧期間	<b>平成29年10月23日(月)～10月31日(火)17時までの間</b> 質問に対する回答書は、大容量ファイルの送受信システム「Prime Drive」により回答します。なお、回答を閲覧するためのアドレスは、「質問に対する回答アドレス通知書」をFAXにより通知します。

## 5. 低入札価格調査について

- 1) 低価格の入札については、その価格により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、資料の提出を求め「低入札価格調査」の事情聴取を行います。
- 2) 当該入札者は、機構が必要な資料を、通知した日を含めて3日以内に提出してください。ただし、当該期間は、「行政機関の休日に関する法律」第1条に規定する行政機関の休日を除くものとします。
- 3) 契約締結後においても、調査内容の確認のため資料の提出を求めます。

※ 詳しくは、入札公告、特記仕様書等をご覧ください。

## 入札公告 (入札説明書を兼ねる)

次のとおり一般競争入札に付します。なお、本公告は入札説明書を兼ねています。  
独立行政法人水資源機構による浦山ダム曝気循環設備復旧工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等の手続については、関係規程によるもののほか、この入札公告（入札説明書）によることとする。

平成29年10月11日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
荒川ダム総合管理所長 門田 光司

1. 公告日 平成29年10月11日

### 2. 契約職等

独立行政法人水資源機構分任契約職荒川ダム総合管理所長 門田 光司  
埼玉県秩父市荒川久那4041

### 3. 工事概要

- (1) 工 事 名 浦山ダム曝気循環設備復旧工事（電子入札対象案件）
- (2) 工 事 場 所 埼玉県秩父市荒川久那地内 浦山ダム
- (3) 工 事 内 容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり
- (4) 工 期 契約締結の翌日から平成30年5月30日まで
- (5) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。
- (6) 本工事は、入札時に企業の技術力、企業の信頼性・社会性の評価のため簡易な施工計画等を求め、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「簡易型総合評価落札方式」の工事である。
- (7) 本工事は、一般競争参加資格確認資料及び施工計画書（以下「一般競争参加資格確認資料等」という。）と入札書の同時提出を行う工事である。
- (8) ① 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後〔詳細設計完了後に行う契約変更後〕に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。  
② 本方式の実施方式としては、  
イ 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）  
ロ 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。  
③ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。  
④ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（水資源機構ホームページの「入札・契約情報／お知らせ」に記載）によるものとする。

### 4. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去２年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
    - (A) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
    - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
    - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
    - (D) 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
    - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
    - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
    - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
  - ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
  - ④ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成１１年法律第２２５号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
  - ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 電子入札に参加するには、下記に掲げる条件を満たしている者でなければ参加することはできない。
- ① 機構における平成２９・３０年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち機械設備工事の認定を受けていること。ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料等（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。  
なお、参加資格の認定を受けていない者の参加方法については、「入札参加条件等について」を参照すること。
  - ② 一般財団法人日本建設情報総合センターと一般財団法人港湾空港建設技術サービスセンターが共同開発をした電子入札コアシステム対応認証局に対応しているＩＣカードを取得し、かつ、有効期限内であり、適正にシステムにログインできること。
  - ③ 電子入札システムに利用者登録をしていること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
  - (4) 経常建設共同企業体及び事業協同組合等として確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として確認申請書等を提出することはできない。
  - (5) 下記①の条件を満たす同種工事の施工実績を有していること。なお、実績については

②から⑥に示す条件等によるものとする。

① 本工事における一般競争参加資格確認資料等の提出期限までに元請として完成・引渡し完了した機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した同種工事の施工実績を有していること。

(注) 以下、同種工事の施工実績又は経験において同じ。

注1「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条に定める特殊法人等に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団のことを指す。

注2「地方公共団体」とは、「地方自治法」第1条の3に定める地方公共団体のことを指す。

注3「地方公社等」とは、「地方道路公社法」に基づく道路公社、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき都道府県が設置した土地開発公社、「地方住宅供給公社法」に基づき都道府県が設立した住宅供給公社のことを指す。

注4「公益法人」とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく特例民法法人のことを指す。

注5「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社のことを指す。

② 同種工事の施工実績は、可能な限り一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）の工事实績情報サービス（以下「CORINS」という。）に登録されている工事から選定すること。

③ 単体として確認申請書等を提出する場合に、共同企業体の構成員としての同種工事の施工実績とするときは、出資比率20%以上の場合に限ること。

④ 経常建設共同企業体として確認申請書等を提出する場合は、構成員のいずれかが元請けとして同種工事の施工実績を有していること。

⑤ 同種工事の発注者から企業に対して通知された工事成績評定表の評定点が65点以上であること。

なお、65点未満の場合は同種工事の施工実績として認めない。

⑥ 工事成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種工事の施工実績とする場合は、発注者の証明を受けた施工証明書（例：様式3関係）又は、検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）をもって65点とみなす。

#### 【同種工事として認める施工実績の要件】

次に示す施工実績のうち何れかの施工実績を有すること

①貯水池等の水質保全を目的とした曝気設備の製作・据付工事を行った実績

②貯水池等の水質保全を目的とした曝気設備の整備工事を行った実績

※「貯水池等」とは、ダム、湖沼、調整池をいう。

※「製作・据付」とは、曝気設備全体のシステム設計を行い、製作又は購入し、設備全体を現場施工した場合をいう。

※「システム設計」とは、曝気設備の諸元に係る設計、運転監視操作に係るフローの設計等をいう。

※「整備」とは、設備の機能維持のために行う機器単体品の更新、調整、修理、部品取替等をいう。

(6) 一般競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づき、利根川・荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。

(7) 施工計画が以下の条件を満たすものであること。

- ① 工程管理に係わる事項が適正であること。
  - ② 材料の品質管理に係わる事項が適正であること。
  - ③ 施工上の課題に対する事項が適正であること。
  - ④ 施工上配慮すべき事項が適正であること。
  - ⑤ 安全管理に留意すべき事項が適正であること。
- (8) 機構が発注した工事のうち、平成27年1月1日から平成28年12月31日までの2年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「機械設備工事」に係る工事成績評定表の評定点の年平均が2年連続で65点未満でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に①から③に示すいずれかの関係にも該当しないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。  
 なお、①から③に示すいずれかの関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係
    - 以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
    - (A) 親会社と子会社の関係
    - (B) 親会社を同じくする子会社同士の関係
  - ② 人的関係
    - 以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（(A)の関係がある場合に、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
    - (A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
    - (B) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係
  - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係
    - 上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 5. 総合評価落札方式に関する事項

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。

- (1) 評価項目
  - 評価項目は次に示すとおりとする。
  - ① 企業の施工能力
- (2) 技術点の付与
  - 評価項目に対する評価基準、評価点数及び技術点の配分は別表2のとおりとする。
  - なお、施工計画は施工の適否を判断するものとし、技術点の対象としない。
- (3) 総合評価の方法
  - 総合評価落札方式の評価は、価格点と技術点を合計した評価値（以下「評価値」という。）による。
  - ① 価格点の算定は以下のとおりとする。
    - 価格点 =  $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
    - (小数点以下第4位を四捨五入)
  - ② 技術点の算定は、上記(1)の①の評価項目について評価した結果、得られた評価点数の合計値が最も高い者に技術点10点を付与し、その他の者は評価点数の合計値に同じ比例配分して求められる技術点を付与する（小数点以下第2位を四捨五入）。
  - ただし、評価点数の合計値にマイナスの者がある場合には、最も低い者を0点とし、その他の者は評価結果の値に応じて比例配分して求められる技術点を付与する（小数点以下第2位四捨五入）。

## 6. 契約担当窓口

〒369-1801 埼玉県秩父市荒川久那4041

独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理所総務課 五十崎

電話0494-23-1431 FAX0494-23-7912

本件に係る問い合わせは、9時～17時（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

## 7. 仕様書等の交付期間等

(1) 仕様書等の交付は、下記の【入札情報サービスURL】の【発注情報】から行うので、入札参加希望者は該当案件を検索のうえ、ダウンロードすること。  
入札情報サービスURL：[https://gprime-ebid.jp/juchusya-water/PPI/PPI\\_P/](https://gprime-ebid.jp/juchusya-water/PPI/PPI_P/)

(2) 仕様書等の交付期間：別表1①のとおり

(3) 仕様書等の交付を受けた者は、仕様書等の交付受領書を提出すること。  
なお、様式については、「入札参加条件等について」に添付。

## 8. 確認申請書等の提出方法等

(1) 一般競争参加資格確認申請書

① 提出期間：別表1②のとおり

② 提出方法：12.(1)に従い作成し、電子入札システムを用いて提出すること。

③ ファイル形式：保存するファイル形式はPDFファイルとする。  
ファイルの圧縮方法については、ZIP方式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。

④ 受付確認：一般競争参加資格確認申請書の受領後に受付票を電子入札システムで発行する。

なお、本試行においては、一般競争参加資格確認申請書の受領後に電子入札システム上で発行される競争参加資格確認通知書は、競争参加資格確認申請書の受理通知として取り扱う。

(2) 一般競争参加資格確認資料等

① 提出期間：別表1③のとおり

② 提出先：6. 契約担当窓口と同じ。

③ 提出方法：12.(2)に従い作成し、「一般競争参加資格確認資料等」を封筒に入れ、「一般競争参加資格確認資料等在中」かつ入札件名を朱書きし、提出すること。  
提出は郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出することとし、持参は認めない。

(3) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は、競争参加資格等の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 受け付けた確認申請書等は、返却しない。

④ 提出期限以降における確認申請書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、機構から求められる不足書面の補充及び軽微な記載の加筆修正は、この限りではない。

⑤ 入札公告を確認申請書等の作成以外の目的で使用してはならない。

⑥ 確認申請書等の作成又は提出に関する手続きについての問い合わせには応じるが、工事内容等の問い合わせには一切応じない。



- ⑦ 確認申請書等に関する問い合わせ先  
一般競争参加資格確認申請書の作成については、6. 契約担当窓口と同じ。

## 9. 入札書の提出方法等

- (1) 提出方法：電子入札システムを用いて提出すること。
- (2) 提出期間：別表1④のとおり
- (3) 受付確認：入札書の受領後に受付票を電子入札システムで発行する。
- (4) 本公告に定める提出期間内に提出された入札書であっても、その入札書提出時に使用したICカードが開札の時に有効期限が切れていた場合は、その入札は無効とする。よって、入札書の提出時には、そのICカードの有効期間に十分留意すること。  
ただし、開札が延期された場合については、この限りでない。

## 10. 開札日

開札は、荒川ダム総合管理所総務課にて、別表1⑤に示す日時に行う。

## 11. 支払条件

- (1) 前金払：なし
- (2) 部分払：なし

## 12. 確認申請書等の作成

- (1) 一般競争参加資格確認申請書は、別記様式1により作成すること。
- (2) 一般競争参加資格確認資料等は、別記様式2を表紙とし、次に従い作成すること。
- ① 同種工事の施工実績
- (A) 記載様式は、別記様式3とする。
- (B) 4.(5)の条件を満たす同種工事のうち曝気設備の製作・据付を行った施工実績優先して施工実績を記載するものとし、次の優先順位に基づき記載すること。  
なお、記載する件数は1件でよい。
- (ア) 機構又は国が発注した工事
- (イ) 特殊法人等が発注した工事
- (ウ) 地方公共団体が発注した工事
- (エ) 地方公社等、公益法人、大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した工事
- (C) 同種工事の施工実績は、可能な限り財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）のCORINSに登録されている工事から選定すること。
- (D) 同種工事の施工実績が、CORINSに登録されている工事については、工事実績カルテ（契約データ、技術データ）の写し、工事内容が確認できる書類（特記仕様書、図面等）の写しを添付すること。
- (E) 同種工事の施工実績が、CORINSに登録されていない工事については、発注者が作成した施工証明書（例：様式3関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、契約書の写し（工事名、工期、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印がされている部分）、工事内容が確認できる書類（特記仕様書、図面等）の写しを添付すること。
- (F) 工事成績評価が実施されている同種工事を施工実績とする場合は、工事成績評価（結果）通知書の写しを添付すること。
- (G) 工事成績評価が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種工事の施工実績とする場合は、発注者の証明を受けた施工証明書（例：様式3関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）を添付すること。
- ② 優良工事表彰（旧優良工事表彰【総合部門】）、安全管理優良工事表彰（旧優良工

事表彰【安全部門】の実績

(A) 記載様式は、別記様式4とする。

(B) 平成26年度から平成29年度までの4年間に機構から優良工事表彰(旧優良工事表彰【総合部門】)(理事長表彰、理事表彰、支社長表彰、筑後川局長表彰、吉野川本部長表彰又は事業所長表彰)を受けている場合は、その工事の中から代表的なものを記載すること。

なお、表彰実績は、理事長表彰、支社長等表彰(理事、支社長、局長、吉野川本部長)、事業所長表彰(総合技術センター所長、総合事業部長、総合事業所長、建設所長、総合管理所長、管理所長)の優先順位で記載すること。

(C) 平成26年度から平成29年度までの4年間に機構から安全管理優良工事表彰(旧優良工事表彰【安全部門】)(中央安全協議会会長表彰、関東管内安全協議会会長表彰、支社安全協議会会長表彰、筑後川局安全協議会会長表彰、吉野川本部安全協議会会長表彰又は事業所安全協議会会長表彰)を受けている場合は、その工事の中から代表的なものを記載すること。

なお、表彰実績は、中央安全協議会会長表彰、関東管内安全協議会会長表彰、支社安全協議会会長表彰、筑後川局安全協議会会長表彰、吉野川本部安全協議会会長表彰、事業所安全協議会会長表彰(総合技術センター、総合事業部、総合事業所、建設所、総合管理所、管理所)の優先順位で記載すること。

### ③ 施工計画書

(A) 記載様式は、別記様式5とする。

(B) 4.(7)に掲げる条件を満たすことを判断できる工程管理、品質管理等の技術的事項に対する所見を記載することとする。

なお、施工計画書の提出が困難な場合は、同種工事における施工計画書の写しを提出することにより代えることができるものとする。この場合、当該契約書の写し及び工事内容が確認できる書類(特記仕様書、図面等)を添付すること。

## 13. 確認申請書等のヒアリング

(1) 本工事においては、ヒアリングは原則として行わない。

(2) ヒアリング実施の必要が生じた場合は、別途通知する。この場合の出席者は、一般競争参加資格確認資料等の内容を説明できる者とする。

## 14. 競争参加資格等の確認

(1) 本競争の参加希望者は、「4. 競争参加資格」に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、確認申請書等を提出し、分任契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 4.(2)①の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができる。この場合において、4.(1)及び(2)②、③並びに(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札時において4.(2)①に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、提出期限までに確認申請書等を提出しない者及び契約職等が競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(3) 一般競争参加資格確認申請書の受理通知として、競争参加資格を「有」と記載した競争参加資格確認通知書(以下「受理通知」という。)を別表1⑥に示す期日までに通知する。なお、競争参加資格の確認は、競争参加資格確認資料等の提出期限の日をもって行うものとする。

ただし、本試行においては、電子入札システムにおいて競争参加資格の確認結果を通知することができないため、競争参加資格がないと認められた者に対しては、別表1⑦に示す日までにその理由を付して、競争参加資格を「無」と記載した競争参加資格確認通知書(以下「無資格通知」という。)を郵送するとともに、FAXにより通知する。競争参加資格があると認められた者に対しては、改めて競争参加資格の確認結果は送付しない。このため、競争参加資格の確認結果の通知期限までに競争参加者に無資格通知が届かない場合には、受理通知をもって競争参加資格があることが通知されたものとする。なお、競争参加資格がある場合でも条件が付される場合には同様に通知する。

#### 15. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任契約職に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限：別表1⑧のとおり

② 提出先：6. 契約担当窓口と同じ。

③ 提出方法： 郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

(2) 分任契約職は、説明を求められたときは、別表1⑨に示す期日までに説明を求めた者に対し書面によりFAXで回答する。当日までに回答が届かない場合は、6. 契約担当窓口までに問い合わせをすること。

#### 16. 入札公告等に関する質問

(1) 入札公告等に関する質問については、次に従い、書面（様式は事由）により提出すること。

① 提出期間：別表1⑩のとおり

② 提出先：6. 契約担当窓口と同じ。

③ 提出方法： 郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

(2) 上記の質問に対する回答書は、大容量ファイルの送受信サービス「Prime Drive」により回答する。

なお、回答を閲覧するためのアドレスは、「質問に対する回答アドレス通知書」をFAXにより通知する。

① 通知日：別表1⑪のとおり

② 期間：別表1⑫のとおり

#### 17. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金

受注者は、契約保証金を機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供、銀行等又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1以上とする。

#### 18. 工事費内訳書の提出

(1) 初回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。

(2) 保存するファイル形式はPDFファイルとする。

(3) ファイルの圧縮方法については、ZIP形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。

(4) 工事費内訳書の様式は自由であるが、その内容については本説明書配布時に添付した数量総括表に対応するものとし、数量、単価、金額等を明らかにしたうえで、必ず表紙に工事名及び社名を記入し、1つのファイルとして提出すること。

(5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

## 19. 開札

- (1) 開札は、電子入札システムにより行う。
- (2) 第1回の入札において落札者が決定しなかったときは、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。
- (3) 電子入札においては、立会による開札は行わない。
- (4) 開札処理に時間を要する場合には、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 20. 入札の無効等

- (1) 競争参加資格のある者のした入札であっても、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び競争契約入札心得及び現場説明書において示した入札に関する条件に違反した入札並びに開札時において、「4. 競争参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。
- (2) 確認申請書等に虚偽の記載をし入札した場合においては、「指名停止措置要領」に基づき指名停止を行うことがある。

## 21. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、5.(3)の評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、5.(3)の評価値が最も高い者を落札者とする必要がある。
- (2) 開札の結果、落札となるべき入札をした者が2人以上いる場合は、電子入札システムの機能を利用して落札者を決定する方式(電子くじ)により決定する。

## 22. 低入札価格調査

- (1) 低価格の入札については、その価格により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて、「低入札価格調査」を行う。(詳細は別紙(低入札価格調査関係)のとおり。)
- (2) 「低入札価格調査」を実施するため、機構は当該入札者に対し必要な資料の提出を求める。当該入札者は、機構が必要な資料を、通知した日を含めて3日以内に提出しなければならない。  
ただし、当該期間は、「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除くものとする。
- (3) 契約締結後においても、調査内容の確認のため、資料の提出を求める。
- (4) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は重点的な監督及び施工段階並びに工事完了における実績費用等と入札時の低入札価格調査の内容とが著しく乖離した場合(合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。)は、工事成績評定に厳格に反映するとともに「指名停止措置要領」に基づき指名停止を講ずることがある。

## 23. 契約書の作成

- 別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。  
ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証の額を請負代金額の「10分の1以上」から「10分の3以上」とし、前金払の割合を請負代金額の「10分

の4以内」から「10分の2以内」とする。

#### 24. 火災保険付保

工事請負契約書に基づき火災保険契約を締結すること。

#### 25. 再苦情申立て

分任契約職からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、15.(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面により、分任契約職に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札等監視委員会が審議を行う。

受付窓口、受付時間及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、7. 契約担当窓口と同じ。

#### 26. 関連情報を入手するための照会窓口

関連情報を入手するための照会窓口は、6. 契約担当窓口と同じ。

#### 27. 入札の延期等

(1) 不正な行為等があると認められるときは、入札の延期若しくは中止又は落札者の決定若しくは契約の締結の取消しをすることがある。

(2) 機構の事由により、入札の延期又は中止をすることがある。

#### 28. 独立行政法人が行う契約の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html>による。

#### 29. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。

(3) 落札者は、確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

(4) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

(5) 電子入札システムの運用時間は平日 8:30～20:00である。

(6) 入札情報サービスの運用時間は平日 6:00～23:00である。

(7) 操作方法についてのお問い合わせ先は下記のとおりである。

電子入札ヘルプデスク

電話：03-3456-7475

メール：water-help@gprime-ebid.jp

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:30

※土日・祝日(振替休日含む)、年末年始除く。

## 別紙（低入札価格調査関係）

工事請負契約の事務処理要領第14条の2の基準の取り扱いに基づく調査について

- 1 工事請負契約の事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第14条の2に基づく基準価格を下回る価格で入札を行った者に対して、事務処理要領第14条の3の調査（低入札価格調査）を実施する。

基準価格は予定価格算出の基礎となった次に掲げる額に、100分の108を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

  - (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
  - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
- 2 開札の結果、基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、入札者に対し「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。
- 3 低入札価格調査の対象者は、機構の定めた期限までに次に掲げる(1)から(14)の資料を提出するものとする。

なお、低入札価格調査においては、下請予定業者へのしわ寄せといった問題等を生じさせずに、契約の内容に適合した履行がされるか確認するため、提出された資料等について、対象者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

  - (1) 当該価格で入札した理由（様式1）
  - (2) 積算内訳書（様式2）
  - (3) 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（様式3）
  - (4) 手持ち工事の状況（対象工事関連）（様式4）
  - (5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式5）
  - (6) 手持ち資材の状況（様式6）
  - (7) 資材購入予定先一覧（様式7）
  - (8) 手持ち機械の状況（様式8）
  - (9) 機械リース元一覧（様式9）
  - (10) 下請予定業者等一覧（様式10）
  - (11) 労務者の確保計画（様式11）
  - (12) 施工体制台帳（様式12）
  - (13) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（過去5年間）（様式13）
  - (14) 経営内容（最新の財務諸表及び最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し）
  - (15) (1)から(14)までの事情聴取した結果についての調査確認
  - (16) (13)の公共工事の成績状況
  - (17) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
  - (18) 信用状況（建設業法違反の有無、貸金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- 4 必要に応じ、3以外の説明資料の提出を求めることがある。
- 5 低入札価格調査の対象者は、3及び4の資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類を合わせて提出することができる。
- 6 3及び4の資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、3及び4の資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として1回に限り再提出等を行うことができる。
- 7 3及び4の資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。

なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。
- 8 調査は、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式の工事においては評価値の最も高い者）から行うこととする。この場合、調査の対象者は、これに協力しなければならない。

- 9 調査の対象者は、提出期限までに理由を記した辞退届を提出することで、当該調査を辞退することができる。
- 10 3及び4の資料を提出期限までに提出しない場合又は7の事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合若しくは9に規定する辞退届を提出した場合は、「競争契約入札心得について」第8条の規定により入札を無効とする。
- 11 調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は12に記載する重点的な監督及び施工段階及び工事完了における実績費用等と入札時の低入札調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 12 調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督職員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが低入札調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。
- 13 調査の結果は、公表することがある。

別表1 本入札手続に係る期間等

①	入情	仕様書等の交付期間	平成29年10月11日(水)から 平成29年10月25日(水)まで
②	電子	一般競争参加資格確認申請書の提出期間	平成29年10月12日(木)9時から 平成29年10月25日(水)17時まで
③	郵送	一般競争参加資格確認資料等の提出期間	平成29年10月12日(木)9時から 平成29年10月31日(火)17時まで
④	電子	入札書の提出期間	平成29年10月27日(金)9時から 平成29年10月31日(火)17時まで
⑤	—	開札日	平成29年11月16日(木)10時00分
⑥	電子	一般競争参加資格確認申請書の受理通知日	平成29年10月26日(木)17時まで
⑦	郵送 F A X	競争参加資格が無いと認められた者に対する競争参加資格の通知日	平成29年11月8日(水)17時まで
⑧	郵送	競争参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明要求期限日	平成29年11月15日(水)17時まで
⑨	F A X	上記⑨に対する回答期限日	平成29年11月21日(火)まで
⑩	郵送	入札公告等に関する質問提出期間	平成29年10月12日(木)から 平成29年10月19日(木)17時まで
⑪	F A X	上記⑩に対する通知日	平成29年10月23日(月)
⑫	Prime Drive	上記⑩に対する回答期間	平成29年10月23日(月)から 平成29年10月31日(火)まで



別表2 入札公告5.(2)技術点の付与

企業への期待	評価の視点	評価項目	評価項目区分	評価点数の配点	技術点の配点
企業の技術力	施工計画	工程管理に係わる事項	各評価項目の適否を判断する。(評価の対象としない)(評価項目のいずれか一つでも不適切があった場合は不合格)	合格 又は 不合格	
		材料の品質管理に係わる事項			
		施工上の課題に対する事項			
		施工上配慮すべき事項			
		安全管理に留意すべき事項			
企業の施工能力	同種工事の施工実績	曝気設備の製作・据付を行った施工実績		最大2	10
		曝気設備の整備を行った施工実績			
	工事成績 平成25年から28年までの4年間に元請けとして完成・引渡し完了した当機構発注の機械設備工事成績評定点の平均点	80点以上	最大5		
		70点以上80点未満			
		70点未満(含む実績なし)			
	優良工事表彰の有無 平成26年度から29年度までの4年間に機構から優良工事表彰の有無	理事長表彰あり	最大3		
		理事・支社長・筑後川局長・吉野川本部長表彰あり			
		事業所長等表彰あり			
		表彰の実績なし			
	安全管理優良工事表彰の有無 平成26年度から29年度までの4年間に機構から安全管理優良工事表彰の有無	中央安全協議会長表彰あり	最大3		
		関東管内・支社・筑後川局・吉野川本部安全協議会長表彰あり			
		事業所安全協議会会長表彰あり			
		表彰の実績なし			
事故及び不誠実な行為の有無 平成25年度から28年度までの4年間に当機構発注の工事における事故又は不誠実な行為による書面注意、口頭注意の有無	文書注意	最小-4			
	口頭注意				
	なし				
平成27年度及び平成28年度の当機構発注の機械設備工事における平均受注額と今年度受注額との比率 (今年度受注額÷過去2年間の平均受注額)	手持ち工事比率0.5未満	最大1			
	手持ち工事比率0.5以上1未満				
	手持ち工事比率1以上				
技術点合計					10

## 浦山ダム曝気循環設備復旧工事に係る確認申請書等作成要領

- (1) 確認申請書等の作成様式は、次のとおりとする。
  - ①一般競争参加資格確認申請書
    - 1) 一般競争参加資格確認申請書・・・・・・・・・・・・・・様式1
  - ②一般競争参加資格確認資料等
    - 1) 一般競争参加資格確認資料等（表紙）・・・・・・・・・・・・・・様式2
    - 2) 同種工事の施工実績・・・・・・・・・・・・・・様式3
    - 3) 優良工事表彰の実績・・・・・・・・・・・・・・様式4
    - 4) 施工計画書・・・・・・・・・・・・・・様式5
- (2) 確認申請書等の用紙サイズは、A4判とする。
- (3) 確認申請書等の内容は、簡素に記載するものとする。
- (4) (1)①の一般競争参加資格確認申請書は、電子入札システムの「競争参加資格確認申請書」の画面に添付することにより申請するものとする。（3MBまで添付可能）
- (5) (1)②の一般競争参加資格確認資料等は、独立行政法人水資源機構分任契約職荒川ダム総合管理所長門田光司あて1部提出するものとする。また、これと別に複写（カラー）したものを1部（クリップ留め等）提出するものとする。
- (6) (1)②の一般競争参加資格確認資料等は、表紙を1頁とした通し番号（全頁数を表示）を付し、必要な書類を全て袋綴じして提出すること。  
（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）
- (7) (1)②の一般競争参加資格確認資料等は、封筒に入れ、「一般競争参加資格確認資料等在中」かつ入札件名を朱書きし、提出すること。なお、提出は郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出することとし、持参は認めない。
- (8) (1)①の一般競争参加資格確認申請書の様式、(1)②の一般競争参加資格確認資料等の編纂方法及び様式については、次のとおりとする。

様式1

## 一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

平成○年○月○日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
荒川ダム総合管理所長 門田 光司 殿

住 所 〒○○○-○○○○  
○○県○○市○○番  
商号又は名称 ○○○株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長  
○○ ○○

平成○年○月○日付けで入札公告のありました浦山ダム曝気循環設備復旧工事に係る一般競争に参加する資格について確認されたく、後日提出する別途の書類と合わせて申請します。

なお、別途提出する書類の内容については事実と相違ないこと及び同公告2.(9)資本的及び人的関係に該当しないことを誓約します。

問い合わせ先

担当者氏名 : ○○ ○○  
担 当 部 署 : ○○○本(支)店○○部○○課  
電 話 番 号 : (代) ○○-○○○-○○○○ [(内) ○○○○]  
F A X 番 号 : ○○-○○○-○○○○

様式 2

平成〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人  
水資源機構分任契約職  
袋 荒川ダム総合管理所長 門田 光司 殿

綴

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県××市△△番  
商号又は名称 〇△□株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長  
〇〇 〇〇 印

(印)

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 資 料 等

平成〇年〇月〇日付けで入札公告のありました浦山ダム曝気循環設備復旧工事に係る一般競争参加資格確認資料等を下記の書類を添えて提出します。

記

- 1 同種工事の施工実績・・・・・・・・・・(様式3)
- 2 優良工事表彰の実績・・・・・・・・・・(様式4)
- 3 施工計画書・・・・・・・・・・(様式5)
- 4 1に係る契約書等の写し(CORINS登録が無い場合)
- 5 問い合わせ先
  - 担当者氏名 〇〇△△
  - 担当部署 〇〇本(支)店□□部△△課
  - 電話番号 \*\*-\*-\*-\*\*\*\*\* (内線\*\*\*)
  - FAX番号 \*\*-\*-\*-\*\*\*\*\*

[1/〇]

様式 3 同種工事の施工実績

様式 4 優良工事表彰の実績

様式 5 施工計画書

- 契約書等の写し(CORINS登録が無い場合)

注) 表及び裏表紙に割印する。代表者が記名押印する場合は、使用印鑑届(使用する日の3箇月前までの印鑑証明書(コピーでも可)添付必要)を、また、代表者以外の者が記名押印する場合は代表者からの委任状も併せて提出のこと。ただし、過去にご提出頂いており、記載事項に変更がない場合は提出不要です。

様式 2

平成 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
荒川ダム総合管理所長 門田 光司 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番  
商号又は名称 〇〇〇株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長  
〇〇 〇〇 印

一般競争参加資格確認資料等

平成〇年〇月〇日付けで入札公告のありました浦山ダム曝気循環設備復旧工事に係る一般競争参加資格確認資料等を下記の書類を添えて提出します。

記

- 1 同種工事の施工実績（様式 3）
- 2 優良工事表彰の実績（様式 4）
- 3 施工計画書（様式 5）
- 4 1に係る契約書等の写し（CORINS登録がない場合）
- 5 問い合わせ先  
担当者氏名 : 〇〇 〇〇  
担当部署 : 〇〇〇本（支）店〇〇部〇〇課  
電話番号 : （代）〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 [(内) 〇〇〇〇]  
FAX番号 : 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(注) 4の契約書等の写しについては、当該工事がCORINSに登録されている場合は、提出の必要はない。

[ 1 / 〇 ]

### 同種工事の施工実績

(工事名：浦山ダム曝気循環設備復旧工事)

会社名：〇〇〇(株)

工 事 名 称 等	工 事 名 称	〇〇〇〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号： )
	発 注 機 関 名	〇〇〇〇〇〇〇〇
	施 工 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇地先
	契 約 金 額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	工 期	自 平成〇〇年〇月〇日 ~ 至 平成〇〇年〇月〇日 (〇〇〇〇年) (〇〇〇〇年) (西暦)
	受 注 形 態 等	単体 / 〇〇・〇〇JV (自社出資比率〇〇%)
	JVの構成業者名	〇〇建設(株)、△△建設(株)
工 事 概 要	工 種	〇〇工事
	規模・寸法等	

- ① 同種工事の施工実績は、(ア)機構又は国、(イ)特殊法人等、(ウ)地方公共団体、(エ)地方公社等、公益法人、大規模な土木工事を行う民間企業が発注した工事の順に選定し記載すること。  
なお、同種工事の施工実績は1件とする。
- ② 同種工事の施工実績は、可能な限りCORINSに登録されている工事から選定すること。
- ③ 同種工事の施工実績が、CORINSに登録されている工事については、工事实績カルテ(契約データ、技術データ)の写し、工事内容が確認できる書類(特記仕様書、図面等)の写しを添付すること。
- ④ 同種工事の施工実績が、CORINSに登録されていない工事については、発注者の証明を受けた施工証明書(例：様式3関係)又は検査に合格したことを証明する書類(完成認定書等の写し)、契約書の写し(工事名、工期、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印がされている部分)、工事内容が確認できる書類(特記仕様書、図面等)の写しを添付すること。
- ⑤ 工事成績評定が実施されている同種工事を施工実績とする場合は、工事成績評定(結果)通知書の写しを添付すること。
- ⑥ 工事成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種工事の施工実績とする場合は、発注者の証明を受けた施工証明書(例：様式3関係)又は検査に合格したことを証明する書類(完成認定書等の写し)を添付すること。

※ 記載の欄の明示は記入例である。

[〇/〇]

(例：様式3関係)

## 施 工 証 明 書

平成〇年〇月〇日

〇〇建設株式会社  
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇土木事務所  
〇〇 〇〇 〇〇 印

下記工事を施工し、完成したことを証明します。

工 事 名                    〇〇〇〇〇〇工事

工 事 場 所                〇〇県〇〇市〇〇町地内

請負代金額                ¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-

工        期                自 平成〇年〇月〇日  
                                 至 平成〇年〇月〇日

工事の内容

従事技術者                監理技術者    〇〇 〇〇

従 事 期 間                平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

[〇/〇]

### 優良工事表彰の実績

(工事名：浦山ダム曝気循環設備復旧工事)

会社名：〇〇〇(株)

工 事 件 名	〇〇〇〇工事
表 彰 名	優良工事表彰
表 彰 者	〇〇建設所長
表 彰 年 月 日	平成〇年〇月〇日

※ 記載の欄の明示は記入例である。

### 安全管理優良工事表彰の実績

(工事名：浦山ダム曝気循環設備復旧工事)

会社名：〇〇〇(株)

工 事 件 名	〇〇〇〇工事
表 彰 名	安全管理優良受注者表彰
表 彰 者	〇〇建設所長
表 彰 年 月 日	平成〇年〇月〇日

※ 記載の欄の明示は記入例である。

[〇/〇]



## 施 工 計 画 書

工事名：浦山ダム曝気循環設備復旧工事  
 会社名：〇〇〇〇(株)

簡 易 な 施 工 計 画
<p>1. 工程管理に係わる事項</p> <p>2. 材料の品質管理に係わる事項</p> <p>3. 施工上の課題に対する事項</p> <p>4. 施工上配慮すべき事項</p> <p>5. 安全管理に留意すべき事項</p>

- ① 本施工計画書の提出が困難な場合は、1～5の項目を削除して、「別紙、同種工事の施工計画書の（写）のとおり」と記載して、「同種工事の施工計画書（写）」を添付すること。
- ② 同種工事の施工計画書（写）を提出する場合は、契約書の写し（工事名、工期、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印されている部分）及び工事内容が確認できる書類（特記仕様書、図面等）を添付すること。  
 また、入札公告 4. (7) ①～⑤すべての技術的事項に対する所見が該当する箇所それぞれ 1 箇所以上に下線及び該当番号にて明示すること。

[〇/〇]